

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	6
◎高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	7
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	10
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	13
◎高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例	16
◎高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例	17
◎高知県中小企業・小規模企業振興条例	17
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	18
◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	18
◎職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	19
◎高知県部設置条例の一部を改正する条例	19
◎高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	20
◎高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	22
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	22
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	36
◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	37
◎高知県建築土法施行条例の一部を改正する条例	37
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	37
◎公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	38
◎高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例	38
◎高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	38

公布された条例のあらまし

◆高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正により、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修の定期的な実施、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をするとともに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく施設に係る基準を体系的に定めることとした。

2 主要な内容

(1) 次に掲げる施設に係る基準については、それぞれの基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例によるものとする。 (第3条)

- ア 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- イ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ウ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 記録の保存年限の3年間の延長（第3条）
- イ 非常災害対策（第3条）
- ウ 県内産農林水産物等の使用（第4条）
- エ 暴力団の排除（第5条）

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正により、利用者又は入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び研修の定期的な実施、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をするとともに

に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業及び施設に係る基準を体系的に定めることとした。

2 主要な内容

(1) 次に掲げる事業又は施設に係る基準については、それぞれの基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例によるものとする。こと。（第4条）

- ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- イ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- ウ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- エ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- オ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- カ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 記録の保存年限の3年間の延長（第4条）
- イ 非常災害対策（第4条）
- ウ 県内産農林水産物等の使用（第5条）
- エ 暴力団の排除（第6条）

(3) 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準、指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準及び指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準について定めること。（第7条から第9条まで）

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正により、身体的拘束等及び虐待等の禁止のために講ずべき措置の強化、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をするとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業及び施設に係る基準を体系的に定めることとした。

2 主要な内容

(1) 次に掲げる事業又は施設に係る基準については、それぞれの基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例によるものとする。こと。（第4条）

- ア 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- イ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 非常災害対策（第5条及び第6条）
- イ 県内産農林水産物等の使用（第7条）
- ウ 暴力団の排除（第8条）

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準及び指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準について定めること。（第9条及び第10条）

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正により、身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のために講ずべき措置の実施、感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画の策定並びに業務継続のために必要な研修及び訓練の定期的な実施等が義務付けられること等を考慮し、規定の整理をするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業及び施設に係る基準を体系的に定めることとした。

2 主要な内容

(1) 次に掲げる事業又は施設に係る基準については、それぞれの基準省令で定める基準（直近の改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）とする。）の例によるものとする。こと。（第4条）

- ア 指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- イ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ウ 障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）の設備及び運営に関する基準
- エ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- オ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- カ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(2) 次に掲げる事項については、県独自の基準として定めること。

- ア 平均工賃の向上のための目標値の設定（第4条）
- イ 非常災害対策（第4条から第6条まで）
- ウ 県内産農林水産物等の使用（第7条）

エ 暴力団の排除(第8条)

- (3) 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準及び指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準について定めること。(第9条及び第10条)

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例(高知県条例第5号)

1 条例制定の目的

東京オリンピック競技大会の開催に当たり、県内のホストタウンにおいて選手等を受け入れる際の新型コロナウイルス感染症対策事業を円滑に実施するため、高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金として交付を受けた額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。(第2条第2項)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)
- (4) 知事は、基金の設置の目的である事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)
- (5) この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例(高知県条例第6号)

1 条例制定の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業者等を支援することを目的として融資に係る保証料及び利子の補給を行うため、高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。(第2条第1項)
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。(第2条第2項)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)
- (5) この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこと。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県中小企業・小規模企業振興条例(高知県条例第7号)

1 条例制定の目的

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、県、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等及び県民の責務及び役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することとした。

2 主要な内容

- (1) この条例において使用される用語の定義をすること。(第2条)
- (2) 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこと。(第3条)
- ア 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組を支援すること。
- イ 中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- ウ 本県の多様な人材、技術、自然その他の地域資源の活用を図ること。
- エ 中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態に十分に配慮すること。
- オ 県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等、県民その他の中小企業・小規模企業の事業活動に関係する者が、相互に連携し、及び協力すること。
- カ 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が活躍することができる社会の実現に資すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の振興に関し、県の責務、中小企業・小規模企業の役割、中小企業・小規模企業支援団体の役割、金融機関等の役割、大学等の役割及び県民の役割並びに県及び市町村の協力について定めること。(第4条から第10条まで)
- (4) 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。(第11条)
- ア 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- イ 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- ウ 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること。
- エ 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- オ 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- カ 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化及び多様な資源の活用を促進すること。
- キ 中小企業・小規模企業の環境の変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること。
- (5) 知事は、次のとおり中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針(以下「指針」という。)を策定すること。(第12条)
- ア 指針は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的方向その他中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。
- イ 指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、高知県中小企業・小規模企業振興審議会の意見を聴くものとする。
- ウ 指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- (6) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上

の措置を講ずるよう努めるものとする。 (第13条)

(7) 中小企業・小規模企業の振興に関し、重要事項を調査審議させるため、高知県中小企業・小規模企業振興審議会を置くこと。 (第14条)

(8) 高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和38年高知県条例第26号）は、廃止すること。 (附則第2項)

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和3年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(10%) 1,098,000円
副知事	940,000円	(3%) 911,800円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(2%) 597,800円
常勤の監査委員	610,000円	(2%) 597,800円
教育長	780,000円	(2%) 764,400円

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

特定の家畜伝染病に対する感染症防疫の作業の特殊性を考慮し、当該作業に従事する職員に支給される特殊勤務手当について支給額の見直しをすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）の施行により新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が廃止され、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置

に係る作業に従事した職員に支給される特殊勤務手当に係る規定が失効したことに伴い、引き続き当該特殊勤務手当を支給することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年2月13日から適用することとした。

◆高知県部設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の名称及び分掌事務の一部を変更する組織改編をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行による食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部改正等を考慮し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）で定められた公衆衛生に与える影響が著しい営業の業種について、公衆衛生の見地から条例で定めなければならない施設の基準を食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）で定められた参酌基準によることとするともに、営業許可が必要となる新たな業種の当該許可の申請に対する審査に係る手数料を設定することとし、併せて同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。

◆高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

スマートフォンの普及等により、青少年の自撮り被害が増加していること等を考慮し、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年7月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第64号）の施行により家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）が一部改正され家畜人工授精所の開設許可証の書換え交付及び再交付の手続が規定されたことを考慮し、これらの事務に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の設定についての国からの事務連絡を考慮し、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料について床面積による区分の分割等を行うとともに、同法の一部改正に伴う引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的
知事の権限に属する事務のうち、協議の調った町が処理している農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務について、処理することができる事務の追加をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）の施行により道路構造令（昭和45年政令第320号）が一部改正されたことを考慮し、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準として、交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設に自動運行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路に関する基準を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

指定事務所登録機関が行っている建築士事務所の登録の実施に関する事務について、その事務量が増加したこと等を考慮し、一級建築士事務所並びに二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額を改定をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行により建築基準法（昭和25年法律第201号）が一部改正されたこと等を考慮し、居住環境向上用途誘導地区内において公益上必要な建築物等で特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認める場合における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの制限を緩和することの許可及び特定用途誘導地区内において公益上必要な建築物等で特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認める場合における建築物の容積率、建築面積又は高さの制限を緩和することの許可を行うこととし、これらの許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

新たに開設される高知県立高知国際中学校夜間学級における中学校での夜間の授業の特殊性等を考慮し、県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

◆高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

県立高等学校再編振興計画の後期実施計画に基づき安芸中学校及び安芸高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合して新たな東部地域の拠点校を設置することとし、その学校名を安芸中学校及び安芸高等学校にすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

◆高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

県民等の平穏な生活環境を害する盗撮行為の増加等の社会状況の変化を考慮し、禁止する卑わいな行為として、盗撮等を目的とした公共の場所及び乗物への写真機等の設置、特定かつ多数の者が利用する場所及び乗物での盗撮等及びそのための写真機等の設置、住居、更衣室等での盗撮等を加える等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和3年7月1日から施行することとした。

条 例

高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第1号**高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例**

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）並びに養護老人ホーム（法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）及び特別養護老人ホーム（法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- （1）軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に係るものにあつては、社会福祉法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。次条第1項において「軽費老人ホーム基準省令」という。）
- （2）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係るものにあつては、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。次条第2項において「養護老人ホーム基準省令」という。）
- （3）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係るものにあつては、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。次条第3項において「特別養護老人ホーム基準省令」という。）
（軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準）

第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、軽費老人ホーム基準省令（軽費老人ホーム基準省令第4章を除く。）で定める基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下この条において「令和3年改正省令」という。）第12条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、軽費老人ホーム基準省令第8条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該軽費老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、軽費老人ホーム基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

- 2 法第17条第1項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、養護老人ホーム基準省令で定める基準（令和3年改正省令第7条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）

をいう。）の例による。この場合において、養護老人ホーム基準省令第8条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、養護老人ホーム基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

- 3 法第17条第1項の条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、特別養護老人ホーム基準省令で定める基準（令和3年改正省令第11条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、特別養護老人ホーム基準省令第8条第1項中「非常災害に対する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、特別養護老人ホーム基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、特別養護老人ホーム基準省令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合」とあるのは「知事が特に認める場合又は知事が必要があると認める場合」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

第4条 軽費老人ホーム又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「軽費老人ホーム等」という。）は、入所者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。
（暴力団の排除）

第5条 軽費老人ホーム等の設置者、施設長その他当該軽費老人ホーム等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であつてはならない。

- 2 軽費老人ホーム等の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 軽費老人ホーム等の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

- (他の条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第5号）
- (2) 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第7号）
- (3) 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年高知県条例第53号）
- (経過措置)
- 3 前項第2号の規定による廃止前の高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第4項から第6項までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

~~~~~

高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第2号

#### 高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

(趣旨等)

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項、法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項、法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項、法第97条第1項から第3項まで並びに法第111条第1項から第3項まで並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるものとする。

**第2条** この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する共生型居宅サービス及び法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準
- (3) 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第2条第7号に規定する共生型介護予防サービス及び法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びにこれらの介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準

- (4) 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準
- (5) 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準
- (6) 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (7) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (8) 法第8条第29項に規定する介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- (9) 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (定義)

**第3条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- (1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。次条第1項において「指定居宅サービス等基準省令」という。)
- (2) 前条第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (3) 前条第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（次条第2項において「指定介護予防サービス等基準省令」という。)
- (4) 前条第6号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。次条第3項において「指定介護老人福祉施設基準省令」という。)
- (5) 前条第7号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。次条第4項において「介護老人保健施設基準省令」という。)
- (6) 前条第8号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。次条第5項において「介護医療院基準省令」という。)
- (7) 前条第9号に掲げる基準に係るものにあつては、旧法及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。次条第6項において「指定介護療養型医療施設基準省令」という。)
- (指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

**第4条** 法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定居宅サービス等基準省令で定める基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省

令（令和3年厚生労働省令第9号。以下この条において「令和3年改正省令」という。）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項（指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の2第2項（指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、指定居宅サービス等基準省令第103条第1項（指定居宅サービス等基準省令第105条の3、第109条、第119条、第140条（指定居宅サービス等基準省令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、指定居宅サービス等基準省令第124条第7項第1号中「一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること」とあるのは「一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設事業所にあつては、廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる」と、指定居宅サービス等基準省令第140条の4第7項第1号中「認められる場合」とあるのは「認められる場合又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設事業所である場合」と、指定居宅サービス等基準省令第155条（指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。）において準用する指定居宅サービス等基準省令第103条中「指定通所介護事業者」とあるのは「指定短期入所療養介護事業者」と、指定居宅サービス等基準省令第177条第3項ただし書中「確保されている場合」とあるのは「確保されている場合又は介護を行うに当たって利用者を一時的に移す必要がない場合」とする。

2 法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等基準省令で定める基準（令和3年改正省令第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定介護予防サービス等基準省令第54条第2項（指定介護予防サービス等基準省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条

第2項（指定介護予防サービス等基準省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（指定介護予防サービス等基準省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、指定介護予防サービス等基準省令第120条の4第1項（指定介護予防サービス等基準省令第142条（指定介護予防サービス等基準省令第159条において準用する場合を含む。）、第166条、第185条、第245条及び第262条において準用する場合を含む。）中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該指定介護予防通所リハビリテーション事業の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、指定介護予防サービス等基準省令第132条第7項第1号中「一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること」とあるのは「一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設事業所にあつては、廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる」と、指定介護予防サービス等基準省令第153条第7項第1号中「認められる場合」とあるのは「認められる場合又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームと一体的に運営が行われる併設事業所である場合」と、指定介護予防サービス等基準省令第195条（指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。）において準用する指定介護予防サービス等基準省令第120条の4中「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」とあるのは「指定介護予防短期入所療養介護事業者」と、指定介護予防サービス等基準省令第233条第3項ただし書中「確保されている場合」とあるのは「確保されている場合又は介護を行うに当たって利用者を一時的に移す必要がない場合」とする。

3 法第88条第1項及び第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設基準省令で定める基準（令和3年改正省令第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定介護老人福祉施設基準省令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合」とあるのは「知事が特に認める場合又は知事が必要であると認める場合」と、指定介護老人福祉施設基準省令第26条第1項（指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、指定介護老人福祉施設基準省令第37条第2項（指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間」とする。



4 法第97条第1項から第3項までの条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、介護老人保健施設基準省令（介護老人保健施設基準省令第2条第1項第1号、第3条第1項第1号から第3号まで並びに第41条第1項第2号及び第3号（これらの規定に関して規定する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第9条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、介護老人保健施設基準省令第28条第1項（介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該介護老人保健施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、介護老人保健施設基準省令第38条第2項（介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

5 法第111条第1項から第3項までの条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、介護医療院基準省令で定める基準（令和3年改正省令第13条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、介護医療院基準省令第32条第1項（介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。）中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、「定期的に避難」とあるのは「防災対策マニュアルの概要を当該介護医療院の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難」と、介護医療院基準省令第42条第2項（介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

6 旧法第110条第1項及び第2項の条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定介護療養型医療施設基準省令で定める基準（令和3年改正省令第10条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定介護療養型医療施設基準省令第36条第2項（指定介護療養型医療施設基準省令第50条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

（県内産農林水産物等の使用）

**第5条** 次に掲げる者又は施設は、利用者又は入所者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（1）指定通所介護事業者、共生型通所介護事業者（共生型通所介護の事業を行う事業者をいう。）、基準該当通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、ユニット型指定短期入所生活介護事業者、共生型短期入所生活介護事業者（共生型短期入所生活介護の事業を行う事業者をいう。）、基準該当短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、ユニット型指定短期入所療

養介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者又は外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者

（2）指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者、共生型介護予防短期入所生活介護事業者（共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業者をいう。）、基準該当介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者又は外部サービス利用型指定介護特定施設入居者生活介護事業者

（3）指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設

（4）介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設

（5）介護医療院又はユニット型介護医療院

（6）指定介護療養型医療施設又はユニット型指定介護療養型医療施設

（暴力団の排除）

**第6条** 次に掲げる者は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

（1）指定訪問介護事業所、共生型訪問介護事業所（共生型訪問介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当訪問介護事業所、指定訪問入浴介護事業所、基準該当訪問入浴介護事業所、指定訪問看護事業所、指定訪問リハビリテーション事業所、指定居宅療養管理指導事業所、指定通所介護事業所、共生型通所介護事業所（共生型通所介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所、共生型短期入所生活介護事業所（共生型短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、ユニット型指定短期入所療養介護事業所、指定特定施設、指定福祉用具貸与事業所、基準該当福祉用具貸与事業所又は指定特定福祉用具販売事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）の管理者その他当該指定訪問介護事業所等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（2）指定介護予防訪問入浴介護事業所、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所、指定介護予防訪問看護事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防居宅療養管理指導事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所、共生型介護予防短期入所生活介護事業所（共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防特定施設、指定介護予防福祉用具貸与事業所、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所又は指定特定介護予防福祉用具販売事業所（以下この条において「指定介護予防訪問入浴介護事業所等」という。）の管理者その他当該指定介護予防訪問入浴介護事業所等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（3）指定介護老人福祉施設又はユニット型指定介護老人福祉施設（以下この条において「指定介護老人福祉施設等」という。）の設置者、管理者その他当該指定介護老人福祉施設等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（4）介護老人保健施設又はユニット型介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設等」という。）の設置者、管理者その他当該介護老人保健施設等の業務

- を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (5) 介護医療院又はユニット型介護医療院（以下この条において「介護医療院等」という。）の設置者、施設長その他当該介護医療院等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (6) 指定介護療養型医療施設又はユニット型指定介護療養型医療施設（以下この条において「指定介護療養型医療施設等」という。）の設置者、管理者その他当該指定介護療養型医療施設等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- 2 前項各号に掲げる者は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 3 次に掲げる施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。
- (1) 指定訪問介護事業所等
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護事業所等
- (3) 指定介護老人福祉施設等
- (4) 介護老人保健施設等
- (5) 介護医療院等
- (6) 指定介護療養型医療施設等
- （指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準）
- 第7条** 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定居宅サービス事業者の指定又は指定の更新に係る申請者に関する基準は、次項から第4項までに定めるとおりとする。
- 2 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。
- 3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
- 4 病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。
- （指定介護予防サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準）
- 第8条** 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定介護予防サービス事業者の指定又は指定の更新に係る申請者に関する基準は、次項から第4項までに定めるとおりとする。
- 2 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

- 3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
- 4 病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

（指定介護老人福祉施設の指定等に係る入所定員の基準）

**第9条** 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める指定介護老人福祉施設の指定又は指定の更新に係る入所定員の基準は、次項に定めるとおりとする。

- 2 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30人以上とする。

（委任）

**第10条** この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- （他の条例の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）
- (2) 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）
- (3) 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第10号）
- (4) 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第11号）
- (5) 高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第12号）
- (6) 高知県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成30年高知県条例第54号）
- （経過措置）
- 3 前項第3号の規定による廃止前の高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第3項、第4項及び第12項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第3号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備

## 及び運営に関する基準等を定める条例 (趣旨等)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

**第2条** この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準
- (3) 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準
- (4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- (5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（定義）

**第3条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- (1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。）
- (2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項において「指定障害児入所施設等基準省令」という。）
- (4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）  
(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

**第4条** 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー

ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下この条において「令和3年改正省令」という。）第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

- 2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第10条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。
- 3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第9条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。  
(非常災害対策)

**第5条** 次に掲げる者又は施設（以下この条において「指定児童発達支援事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。次条第1項において同じ。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

- (1) 指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援事業者（共生型児童発達支援の事業を行う者をいう。）、基準該当児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービス事業者（共生型放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。）又は基準該当放課後等デイサービス事業者
- (2) 指定福祉型障害児入所施設又は指定医療型障害児入所施設
- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者等は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定児童発達支援事業所等（第1項第1号に掲げる者がその事業を行う事業所又は同項第2号に掲げる施設をいう。）の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用して支援を提供する指定児童発達支援事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者等は、前2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

**第6条** 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定



期的に職員及び入所している者等に周知しなければならない。

- 2 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月1回以上）行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、助産施設又は医療機関の一部を利用して支援を提供する福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター若しくは医療型児童発達支援センターにおいては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。
- 5 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（県内産農林水産物等の使用）

**第7条** 次に掲げる者又は施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

- (1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）又は指定医療型児童発達支援事業者（医療型児童発達支援センターである指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援の事業を行う者に限る。）
- (2) 指定福祉型障害児入所施設又は指定医療型障害児入所施設
- (3) 児童福祉施設  
（暴力団の排除）

**第8条** 次に掲げる者は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

- (1) 指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所（共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）、基準該当児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所（共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所をいう。）、基準該当放課後等デイサービス事業所、指定居宅訪問型児童発達支援事業所又は指定保育所等訪問支援事業所（以下この条において「指定児童発達支援事業所等」という。）の設置者、管理者その他当該指定児童発達支援事業所等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
  - (2) 指定福祉型障害児入所施設又は指定医療型障害児入所施設（以下この条において「指定福祉型障害児入所施設等」という。）の設置者、管理者その他当該指定福祉型障害児入所施設等の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
  - (3) 児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長その他当該児童福祉施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- 2 前項各号に掲げる者は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
  - 3 次に掲げる施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

- (1) 指定児童発達支援事業所等
- (2) 指定福祉型障害児入所施設等
- (3) 児童福祉施設

（指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準）

**第9条** 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条例で定める指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新又は指定の変更（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）に係る申請者に関する基準は、次項から第4項までに定めるとおりとする。

- 2 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。第4項において同じ。）に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。
- 3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
- 4 医療型児童発達支援に係る指定又は指定の更新に係る申請者（当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者）は、暴力団員等であってはならない。

（指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準）

**第10条** 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める指定障害児入所施設の指定、指定の更新又は指定の変更に係る申請者に関する基準は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

- 2 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。
- 3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。  
（委任）

**第11条** この条例に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
（他の条例の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）
  - (2) 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第14号）
  - (3) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年高知県条例第1号）  
（高知県認定子ども園条例の一部改正）
- 3 高知県認定子ども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
  - 第6条第1号中「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成31年高知県条例第1号)第3条」を「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年高知県条例第3号)第4条第3項」に改める。

~~~~~

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第4号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項、法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項、法第80条第1項並びに法第84条第1項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス及び法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (2) 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準
- (3) 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の規定による指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準
- (4) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
- (5) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)の設備及び運営に関する基準
- (6) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- (7) 法第5条第28項に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- (8) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- (1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。)
- (2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

- (3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。次条第2項において「指定障害者支援施設等基準省令」という。)
- (4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。次条第3項において「障害福祉サービス事業基準省令」という。)
- (5) 前条第6号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。次条第4項において「地域活動支援センター基準省令」という。)
- (6) 前条第7号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。次条第5項において「福祉ホーム基準省令」という。)
- (7) 前条第8号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。次条第6項において「障害者支援施設基準省令」という。)

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害福祉サービス基準省令(指定障害福祉サービス基準省令第70条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号。以下この条において「令和3年改正省令」という。))第1条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。)をいう。)の例による。この場合において、指定障害福祉サービス基準省令第192条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、指定障害福祉サービス基準省令第201条第2項(指定障害福祉サービス基準省令第223条第5項において準用する場合を含む。))中「一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。))とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項(指定障害福祉サービス基準省令第223条第5項において準用する場合を含む。))中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項(指定障害福祉サービス基準省令第223条第5項において準用する場合を含む。))中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

2 法第44条第1項及び第2項の条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営

に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害者支援施設等基準省令で定める基準（令和3年改正省令第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定障害者支援施設等基準省令第29条第1項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、同条第2項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」と、指定障害者支援施設等基準省令第44条第1項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「定期的」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的」と、同条第3項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」とする。

3 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業基準省令（障害福祉サービス事業基準省令第8条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害福祉サービス事業基準省令第80条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、障害福祉サービス事業基準省令第87条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

4 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、地域活動支援センター基準省令で定める基準（令和3年改正省令第5条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、地域活動支援センター基準省令第4条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定

期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示するとともに、定期的」とする。

5 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、福祉ホーム基準省令で定める基準（令和3年改正省令第6条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、福祉ホーム基準省令第5条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該福祉ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的」とする。

6 法第84条第1項の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害者支援施設基準省令で定める基準（令和3年改正省令第7条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害者支援施設基準省令第7条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的」と、障害者支援施設基準省令第24条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

（非常災害対策）

第5条 次に掲げる者（以下この条において「指定療養介護事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。次条第1項において同じ。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(1) 指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者（共生型生活介護の事業を行う者をいう。第7条第1号において同じ。）、基準該当生活介護事業者、指定短期入所事業者、共生型短期入所事業者（共生型短期入所の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当短期入所事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）事業者（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、指定

自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）事業者（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、基準該当就労継続支援B型事業者又は特定基準該当障害福祉サービス事業者

(2) 療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者、自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者又は就労継続支援B型事業者

2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、第1項の防災対策マニュアルの概要を当該指定療養介護事業所等（第1項各号に掲げる者がその事業を行う事業所をいう。）の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

5 指定療養介護事業者等は、前2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準省令第213条の11において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準省令第58条第1項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画をいう。）又は外部サービス利用型共同生活援助計画に記載しなければならない。

（県内産農林水産物等の使用）

第7条 次に掲げる者又は施設は、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物（以下この条において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(1) 指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者、基準該当生活介護事業者、指定短期入所事業者、共生型短期入所事業者、基準該当短期入所事業

者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）事業者、基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）事業者、基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、基準該当就労継続支援B型事業者、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者又は特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）、特定基準該当自立訓練（生活訓練）又は特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）

(2) 指定障害者支援施設

(3) 療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者、自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者又は就労継続支援B型事業者

(4) 地域活動支援センター

(5) 福祉ホーム

(6) 障害者支援施設

（暴力団の排除）

第8条 次に掲げる者は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であってはならない。

(1) 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、指定同行援護事業所（同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、指定行動援護事業所（行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、共生型居宅介護事業所（共生型居宅介護の事業を行う事業所をいう。）、共生型重度訪問介護事業所（共生型重度訪問介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当居宅介護事業所、基準該当重度訪問介護事業所（重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、基準該当同行援護事業所（同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、基準該当行動援護事業所（行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。）、指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所（共生型生活介護の事業を行う事業所をいう。）、基準該当生活介護事業所（基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。）、指定短期入所事業所、共生型短期入所事業所（共生型短期入所の事業を行う事業所をいう。）、基準該当短期入所事業所（基準該当短期入所の事業を行う事業所をいう。）、指定重度障害者等包括支援事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所をいう。）、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）、基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、基準該当就労継続支援B型事業所、指定就労定着支援事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下この条において「指定居宅介護事業所等」という。）の設置者、管理者その他当該指定居宅介護事業所等の業務を統括する者（当該

業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)

- (2) 指定障害者支援施設の設置者、管理者その他当該指定障害者支援施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
 - (3) 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業(以下この号において「療養介護事業等」という。)を行う者、療養介護事業等を行う事業所(以下この条において「療養介護事業所等」という。)の管理者その他当該療養介護事業所等の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
 - (4) 地域活動支援センターの設置者、施設長その他当該地域活動支援センターの業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
 - (5) 福祉ホームの設置者、管理人その他当該福祉ホームの業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
 - (6) 障害者支援施設の設置者、施設長その他当該障害者支援施設の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)
- 2 前項各号に掲げる者は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
 - 3 次に掲げる施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。
 - (1) 指定居宅介護事業所等
 - (2) 指定障害者支援施設
 - (3) 療養介護事業所等
 - (4) 地域活動支援センター
 - (5) 福祉ホーム
 - (6) 障害者支援施設

(指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準)

第9条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の条例で定める指定障害福祉サービス事業者の指定、指定の変更(生活介護、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係るものに限る。)又は指定の更新に係る申請者に関する基準は、次項から第4項までに定めるとおりとする。

2 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、療養介護又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。第4項において同じ。)に係る指定又は指定の更新の申請にあっては、この限りでない。

3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。

4 療養介護又は短期入所に係る指定又は指定の更新に係る申請者(当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者)は、暴力団員等であってはならない。

(指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準)

第10条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の条例で定める指定障害者支援施設の指定、指定の変更又は指定の更新に係る申請者に関する基準は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

2 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合

を含む。)において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

3 前項の法人の役員等は、暴力団員等であってはならない。
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(他の条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第15号)

(2) 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第16号)

(3) 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第17号)

(4) 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第18号)

(5) 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第19号)

(6) 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第20号)

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第5号

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会の開催に当たり、県内のホストタウンにおいて選手等を受け入れる際の新型コロナウイルス感染症対策事業を円滑に実施するため、高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効等)
- この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

~~~~~  
高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第6号**

**高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例**

(設置)

**第1条** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業者等を支援することを目的として融資に係る保証料及び利子の補給を行うため、高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

- 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効)
- この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
高知県中小企業・小規模企業振興条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第7号

高知県中小企業・小規模企業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、県、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等及び県民の責務及び役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて県内に事務所又は事業所（以下この号において「事務所等」という。）を有するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて県内に事務所等を有するものをいう。
- 中小企業・小規模企業支援団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体及び公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。
- 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学、同法第115条の高等専門学校及び研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組を支援すること。
- 中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- 本県の多様な人材、技術、自然その他の地域資源の活用を図ること。
- 中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態に十分に配慮すること。
- 県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等、県民その他の中小企業・小規模企業の事業活動に関係する者が、相互に連携し、及び協力すること。
- 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が活躍することができる社会の実現に資すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、大学等その他関係機関との連携に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の役割)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的及び社会的な環境変化に応じて、経営の向上及び改善に自主的に努めるものとする。

- 中小企業・小規模企業は、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備を行うよう努めるものとする。
- 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

とする。

（中小企業・小規模企業支援団体の役割）

第6条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念のっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業支援団体は、国、県、市町村等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第7条 金融機関等は、基本理念のっとり、中小企業・小規模企業に対し、円滑な資金の供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（大学等の役割）

第8条 大学等は、基本理念のっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念のっとり、中小企業・小規模企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（県及び市町村の協力）

第10条 県及び市町村は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（施策の基本方針）

第11条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- （1） 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- （2） 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- （3） 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること。
- （4） 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること。
- （5） 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- （6） 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化及び多様な資源の活用を促進すること。
- （7） 中小企業・小規模企業の環境の変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること。

（指針の策定等）

第12条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本的方向
 - （2） 前号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する高知県中小企業・小規模企業振興審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（財政上の措置）

第13条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（高知県中小企業・小規模企業振興審議会）

第14条 中小企業・小規模企業の振興に関し、重要事項を調査審議させるため、高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第12条第2項各号に掲げる事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じて、中小企業・小規模企業の振興に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 5 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（高知県中小企業基本対策審議会条例の廃止）
- 2 高知県中小企業基本対策審議会条例（昭和38年高知県条例第26号）は、廃止する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第8号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第9号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項の表備考4中「感染症防疫の作業に従事する職員が著しく危険であるとして」を「家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定

める家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒その他に、「額に」を「人事委員会規則で定める額により支給されることとなる額に」に、「当該額の100分の100に相当する額」を「380円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

職員に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第10号

職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

- 職員が、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、その病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。
 - 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。) 3,000円
 - 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 4,000円
 - 患者等が滞在する宿泊施設において、患者等が使用した物件を処理する作業又は長時間にわたり連絡調整を行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 3,000円
 - 患者等から採取した検体を直接取り扱う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業 580円
 - 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件若しくは付着したおそれのある物件を処理する作業又は患者等からの検体の採取場所等の消毒を行う作業その

他任命権者がこれらに準ずると認める作業(第3号に掲げる作業を除く。) 290円

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

- 職員が、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、その病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第1号において同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。
 - 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。) 3,000円
 - 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 4,000円
 - 留置施設において、患者等が使用した物件を処理する作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業 3,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

高知県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第11号

高知県部設置条例の一部を改正する条例

高知県部設置条例(昭和31年高知県条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則中「、地域福祉部」を「、子ども・福祉政策部」に改め、本則第4号中「地域福祉部」を「子ども・福祉政策部」に改め、同号に次のように加える。

ウ 次世代育成に関する事項

エ 男女共同参画に関する事項

本則第5号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(高知県青少年問題協議会条例の一部改正)
- 高知県青少年問題協議会条例(昭和28年高知県条例第64号)の一部を次のように改正

する。

第9条中「高知県地域福祉部」を「高知県子ども・福祉政策部」に改める。
(高知県いじめ防止対策推進法施行条例の一部改正)

3 高知県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第33条中「高知県文化生活スポーツ部」を「高知県子ども・福祉政策部」に改める。



高知県食品衛生法施行金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第12号

高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2において」を「以下」に改める。

第4条中「第51条の規定により条例で定める飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設の基準は、別表第1」を「第54条に規定する公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、政令第35条に規定するものの施設について、法第54条の規定により条例で定める基準は、省令第66条の7」に改める。

第5条第1項中「第52条第1項の規定による」を「第55条第1項の」に改め、同条第2項中「第50条の2第1項」を「第51条第1項」に、「第62条第3項」を「第68条第3項」に改める。

第6条の見出し中「休業、廃業等」を「休業等」に改め、同条第1項中「又は廃業したとき」を削る。

第8条中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別表第2」を「別表」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

営業の種類	手数料の名称	金額
1 飲食店営業（政令第35条第1号に掲げるもの） ア 屋台、自動車、短期又はアイスクリーム類等に係るもの イ アに掲げるもの以外のもの	飲食店営業許可申請手数料	8,000円 16,000円
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業（政令第35条第2号に掲げるもの）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	4,800円
3 食肉販売業（政令第35条第3号に掲げるもの）	食肉販売業許可申請手数料	9,600円
4 魚介類販売業（政令第35条第4号に掲げるもの）	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円
5 魚介類競り売り営業（政令第35条第5号に掲げるもの）	魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000円
6 集乳業（政令第35条第6号に掲げるもの）	集乳業許可申請手数料	9,600円
7 乳処理業（政令第35条第7号に掲げるもの）	乳処理業許可申請手数料	21,000円
8 特別牛乳搾取処理業（政令第35条第8号に掲げるもの）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
9 食肉処理業（政令第35条第9号に掲げるもの）	食肉処理業許可申請手数料	21,000円
10 食品の放射線照射業（政令第35条第10号に掲げるもの）	食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円
11 菓子製造業（政令第35条第11号に掲げるもの）	菓子製造業許可申請手数料	16,000円
12 アイスクリーム類製造業（政令第35条第12号に掲げるもの）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円

13 乳製品製造業（政令第35条第13号に掲げるもの）	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円		27号に掲げるもの）	数料		
14 清涼飲料水製造業（政令第35条第14号に掲げるもの）	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円		28 複合型冷凍食品製造業（政令第35条第28号に掲げるもの）	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	3万円	
15 食肉製品製造業（政令第35条第15号に掲げるもの）	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円		29 漬物製造業（政令第35条第29号に掲げるもの）	漬物製造業許可申請手数料	16,000円	
16 水産製品製造業（政令第35条第16号に掲げるもの）	水産製品製造業許可申請手数料	21,000円		30 密封包装食品製造業（政令第35条第30号に掲げるもの）	密封包装食品製造業許可申請手数料	21,000円	
17 氷雪製造業（政令第35条第17号に掲げるもの） ア 自動角氷製造機に係るもの イ アに掲げるもの以外のもの	氷雪製造業許可申請手数料	12,000円 21,000円		31 食品の小分け業（政令第35条第31号に掲げるもの）	食品の小分け業許可申請手数料	14,000円	
18 液卵製造業（政令第35条第18号に掲げるもの）	液卵製造業許可申請手数料	21,000円		32 添加物製造業（政令第35条第32号に掲げるもの）	添加物製造業許可申請手数料	21,000円	
19 食用油脂製造業（政令第35条第19号に掲げるもの）	食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円					
20 みそ又はしょうゆ製造業（政令第35条第20号に掲げるもの）	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	16,000円					
21 酒類製造業（政令第35条第21号に掲げるもの）	酒類製造業許可申請手数料	16,000円					
22 豆腐製造業（政令第35条第22号に掲げるもの）	豆腐製造業許可申請手数料	14,000円					
23 納豆製造業（政令第35条第23号に掲げるもの）	納豆製造業許可申請手数料	14,000円					
24 麺類製造業（政令第35条第24号に掲げるもの）	麺類製造業許可申請手数料	14,000円					
25 そうざい製造業（政令第35条第25号に掲げるもの）	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円					
26 複合型そうざい製造業（政令第35条第26号に掲げるもの）	複合型そうざい製造業許可申請手数料	3万円					
27 冷凍食品製造業（政令第35条第	冷凍食品製造業許可申請手	21,000円					

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県食品衛生法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第13号

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第18条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同法第7条第2項後段の同法第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した同項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第31条第3項第3号において同じ。）の提供を求めてはならない。

第21条第1項中「充填料」を「充填料」に改める。

第23条の3第2項第3号中「以下この条」を「第5項」に改める。

第31条第3項に次の1号を加える。

(3) 第18条の2の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

第31条第5項中「第18条」を「第18条、第18条の2」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第14号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第37条の見出し中「家畜改良増殖法」を「家畜改良増殖法等」に改め、同条中「〔法〕」を「〔法〕という。）、家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。以下この条において「政令」という。）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下この条において「省令」に改め、同条の表4の項中「法第23条」を「政令第9条」に改め、同表5の項中「法第23条」を「政令第10条第1項」に改め、同表中

6	法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
---	------------------------------------	------------------	--------

を

6	法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
7	省令第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円
8	省令第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円

に改める。

第55条の4第1項の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 ア 当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が添付されているもの (ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この表において「非住宅部分」という。）を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの (イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1戸につき5,000円

<p>に係るもの</p> <p>a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</p> <p>(a) 戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項ア(イ)aにおいて同じ。）が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p>	<p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>46,000円</p> <p>82,000円</p> <p>129,000円</p> <p>163,000円</p> <p>174,000円</p>	<p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年12月国土環境省産業省交通省告示第119号。以下この表において「告示」という。）第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額)</p>	<p>き。</p> <p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>ix 戸数が301以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び</p>	<p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>46,000円</p> <p>82,000円</p> <p>129,000円</p> <p>163,000円</p> <p>174,000円</p> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>82,000円</p> <p>129,000円</p> <p>163,000円</p> <p>204,000円</p>	<p>戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(イ)aに定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)</p>
<p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上5以下のと</p>	<p>5,000円</p> <p>1万円</p>				

<p>住戸の部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(エ) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)に係るもの</p> <p>イ 適合証等が添付されていないもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>(a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下1の項イ(イ)aにおいて同じ。)が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のと</p>	<p>に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)bに定める額</p> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>82,000円</p> <p>129,000円</p> <p>163,000円</p> <p>204,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれア(ウ)b(b)に定める額</p> <p>1戸につき36,000円</p> <p>36,000円</p> <p>71,000円</p> <p>10万円</p> <p>14万円</p>		<p>き。</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>ix 戸数が301以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000</p>	<p>20万円</p> <p>287,000円</p> <p>387,000円</p> <p>507,000円</p> <p>595,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額(告示第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額)</p> <p>36,000円</p> <p>71,000円</p> <p>10万円</p> <p>14万円</p> <p>20万円</p> <p>287,000円</p> <p>387,000円</p> <p>507,000円</p> <p>595,000円</p> <p>112,000円</p> <p>141,000円</p> <p>185,000円</p> <p>286,000円</p>
---	---	--	--	--

	平方メートル未満のとき。									
	v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		366,000円						(v) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	342,000円
	vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		437,000円						(vi) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	411,000円
	vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		509,000円						(vii) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	482,000円
(ウ) 複合建築物に係るもの									ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合	
a 住戸の部分のみの場合		戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に 応じ、それぞれイ(イ) a に定める額							(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	247,000円
b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合		(a)に定める額と(b) に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床 面積の合計に応じ、そ れぞれイ(イ) bに定め る額							(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	306,000円
(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの									(iii) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	393,000円
(b) 非住宅部分に係るもの									(iv) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	557,000円
i 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年 ^{経済産業省} 国土交通省 ^令 第1号。以下この表において「省令」という。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合									(v) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	681,000円
(i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。			97,000円						(vi) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	803,000円
(ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。			123,000円						(vii) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	916,000円
(iii) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。			162,000円						(エ) 非住宅建築物に係るもの	
(iv) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。			262,000円						a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合	床面積に応じ、それぞ れイ(ウ) b(b) i に定 める額
									b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合	床面積に応じ、それぞ

(2)に掲げる基準以外の基準による場合		れイ(ウ) b (b) ii に定める額			
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 適合証等が添付されているもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>(a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下2の項ア(イ)aにおいて同じ。)が1のとき。</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下のとき。</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>(h) 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>(i) 戸数が301以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上5以下のとき。</p> <p>iii 戸数が6以上10以下のとき。</p> <p>iv 戸数が11以上25以下のとき。</p> <p>v 戸数が26以上50以下のとき。</p> <p>vi 戸数が51以上100以下のとき。</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>1戸につき2,500円</p> <p>2,500円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額(告示第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額)</p> <p>2,500円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>23,000円</p> <p>41,000円</p>	<p>き。</p> <p>vii 戸数が101以上200以下のとき。</p> <p>viii 戸数が201以上300以下のとき。</p> <p>ix 戸数が301以上のとき。</p> <p>(b) 共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 複合建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>(a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000</p>	<p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>102,000円</p> <p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれア(イ)aに定める額</p> <p>(a)に定める額と(b)に定める額との合計額</p> <p>戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(イ)bに定める額</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p>	<p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>87,000円</p> <p>5,000円</p> <p>8,500円</p> <p>14,000円</p> <p>41,000円</p> <p>64,500円</p> <p>81,500円</p> <p>102,000円</p>

平方メートル未満のとき。							
iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。		14,000円					
iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		41,000円					
v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		64,500円					
vi 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		81,500円					
vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		102,000円					
(エ) 非住宅建築物に係るもの			床面積に応じ、それぞれア(ウ) b (b)に定める額				
イ 適合証等が添付されていないもの			1戸につき18,000円				
(ア) 一戸建ての住宅に係るもの							
(イ) 共同住宅等に係るもの							
a 住戸の部分の場合							
(a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下2の項イ(イ) aにおいて同じ。)が1のとき。		18,000円					
(b) 戸数が2以上5以下のとき。		35,500円					
(c) 戸数が6以上10以下のとき。		5万円					
(d) 戸数が11以上25以下のとき。		7万円					
(e) 戸数が26以上50以下のとき。		10万円					
(f) 戸数が51以上100以下のとき。		143,500円					
(g) 戸数が101以上200以下のとき。		193,500円					
(h) 戸数が201以上300以下のとき。		253,500円					
(i) 戸数が301以上のとき。		297,500円					
b 建築物全体又は建築物全体及び			(a)に定める額と(b)				
					住戸の部分の場合		に定める額との合計額(告示第2の2の2-3の(2)のロに掲げる共同住宅等にあつては、(a)に定める額)
					(a) 住戸の部分に係るもの		
					i 戸数が1のとき。	18,000円	
					ii 戸数が2以上5以下のとき。	35,500円	
					iii 戸数が6以上10以下のとき。	5万円	
					iv 戸数が11以上25以下のとき。	7万円	
					v 戸数が26以上50以下のとき。	10万円	
					vi 戸数が51以上100以下のとき。	143,500円	
					vii 戸数が101以上200以下のとき。	193,500円	
					viii 戸数が201以上300以下のとき。	253,500円	
					ix 戸数が301以上のとき。	297,500円	
					(b) 共用部分に係るもの		
					i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。	56,000円	
					ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	70,500円	
					iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	92,500円	
					iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	143,000円	
					v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	183,000円	
					vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	218,500円	
					vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	254,500円	
					(ウ) 複合建築物に係るもの		

<p>a 住戸の部分のみの場合</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合 (a) 住宅の用途に供する部分に係るもの</p> <p>(b) 非住宅部分に係るもの i 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 (i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (v) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (vii) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 (i) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未</p>		<p>戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に応じ、それぞれイ(イ) a に定める額 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれイ(イ) b に定める額</p> <p>48,500円</p> <p>61,500円</p> <p>81,000円</p> <p>131,000円</p> <p>171,000円</p> <p>205,500円</p> <p>241,000円</p> <p>123,500円</p>		<p>満のとき。 (ii) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (iii) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (iv) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (v) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (vi) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (vii) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 非住宅建築物に係るもの a 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合</p>	<p>153,000円</p> <p>196,500円</p> <p>278,500円</p> <p>340,500円</p> <p>401,500円</p> <p>458,000円</p> <p>床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) i に定める額 床面積に応じ、それぞれイ(ウ) b (b) ii に定める額</p>	<p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」、「複合建築物に係るもの」又は「非住宅建築物に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟、複合建築物1棟又は非住宅建築物1棟についての額とする。</p> <p>第55条の7第1項の表1の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1209 1236 2038 1460"> <tr> <td data-bbox="1209 1236 1635 1460"> <p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表にお</p> </td> <td data-bbox="1635 1236 1803 1460"> <p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> </td> <td data-bbox="1803 1236 2038 1460"></td> </tr> </table>	<p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表にお</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	
<p>1 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定 ア 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分(以下この表にお</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>								

いて「不算定部分」という。)以外の非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)を有し、非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物に係るもの								
(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合								
a 非住宅部分の床面積(増築又は改築にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	3万円							
b 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	42,000円							
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	106,000円							
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	159,000円							
e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	198,000円							
f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	245,000円							
(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合								
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	35,000円							
b 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	48,000円							
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	113,000円							
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。	167,000円							
e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。							207,000円	
f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。							256,000円	
イ 不算定部分以外の非住宅部分を有しない建築物に係るもの								床面積に応じ、それぞれア(ア)に定める額
ウ ア及びイ以外の建築物に係るもの								
(ア) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合								
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。							123,000円	
b 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。							162,000円	
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。							262,000円	
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。							342,000円	
e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。							411,000円	
f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。							482,000円	
(イ) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合								
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。							316,000円	
b 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。							408,000円	
c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。							582,000円	
d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。							717,000円	
e 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。							848,000円	
f 非住宅部分の床面積の合計が							967,000円	

25,000平方メートル以上のとき。						1戸につき5,000円	
第55条の7第1項の表4の項を次のように改める。							
<p>4 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同条第3項の規定に基づき他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）に係る同項各号に掲げる事項が記載されている場合を除く。）に対する審査</p> <p>ア 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるもの（以下この項において「適合証等」という。）が添付されているもの</p> <p>（ア）非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物（住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）を除く。）をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p> <p>83,000円</p> <p>13万円</p> <p>165,000円</p> <p>206,000円</p>		<p>（イ）一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>（ウ）共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）に係るもの</p> <p>a 住戸の部分（住宅の用途に供する部分から共用部分を除いた部分をいう。以下この表において同じ。）のみの場合</p> <p>（a）戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。以下4の項ア（ウ）aにおいて同じ。）が1のとき。</p> <p>（b）戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>（c）戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>（d）戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>（e）戸数が46以上のとき。</p> <p>b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合</p> <p>（a）住戸の部分に係るもの</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>v 戸数が46以上のとき。</p> <p>（b）共用部分に係るもの</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000</p>		<p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>83,000円</p> <p>（a）に定める額と（b）に定める額との合計額（省令第12条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、（a）に定める額）</p> <p>5,000円</p> <p>1万円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>83,000円</p> <p>1万円</p> <p>17,000円</p> <p>28,000円</p>	

	平方メートル未満のとき。								
	iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。		83,000円						
	v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。		13万円						
	vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。		165,000円						
	vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。		206,000円						
(エ)	複合建築物に係るもの								
a	住戸の部分のみの場合	戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(ウ) a に定める額							
b	非住宅部分のみの場合	床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額							
c	住戸の部分及び非住宅部分の場合	(a)に定める額と(b)に定める額との合計額							
(a)	住戸の部分に係るもの	戸数（申請に係る住戸の戸数に限る。）に応じ、それぞれア(ウ) a に定める額							
(b)	非住宅部分に係るもの	床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額							
d	建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合	(a)に定める額と(b)に定める額との合計額							
(a)	住宅部分に係るもの	戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ) b に定める額							
(b)	非住宅部分に係るもの	床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額							
イ	適合証等が添付されていないもの								
(ア)	非住宅建築物に係るもの								
a	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（同号に規定す								
	る非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)に掲げる基準。以下この表において同じ。）による場合								
(a)	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。							89,000円	
(b)	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。							114,000円	
(c)	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。							15万円	
(d)	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。							242,000円	
(e)	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。							316,000円	
(f)	非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。							379,000円	
(g)	非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。							445,000円	
b	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合								
(a)	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。							233,000円	
(b)	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。							292,000円	
(c)	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。							377,000円	
(d)	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。							537,000円	
(e)	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。							662,000円	
(f)	非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000							782,000円	

平方メートル未満のとき。 (g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	892,000円		平方メートル未満のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	287,000円	
(イ) 一戸建ての住宅に係るもの a 床面積が200平方メートル未満のとき。 b 床面積が200平方メートル以上のとき。	1戸につき35,000円 1戸につき39,000円		v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。	368,000円 44万円 513,000円	
(ウ) 共同住宅等に係るもの a 住戸の部分のみの場合 (a) 戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。以下4の項イ(ウ)aにおいて同じ。)が1のとき。 (b) 戸数が2以上4以下のとき。 (c) 戸数が5以上15以下のとき。 (d) 戸数が16以上45以下のとき。 (e) 戸数が46以上のとき。 b 建築物全体又は建築物全体及び住戸の部分の場合	39,000円 71,000円 118,000円 201,000円 288,000円 (a)に定める額と(b)に定める額との合計額(省令第12条第2項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、(a)に定める額)		(エ) 複合建築物に係るもの a 住戸の部分のみの場合 b 非住宅部分のみの場合 (a) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 c 住戸の部分及び非住宅部分の場合 (a) 住戸の部分に係るもの (b) 非住宅部分に係るもの i 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 ii 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 d 建築物全体、建築物全体及び住戸の部分、建築物全体及び非住宅部分又は建築物全体、住戸の部分及び非住宅部分の場合 (a) 住宅部分に係るもの	戸数(申請に係る住戸の戸数に限る。)に 応じ、それぞれイ(ウ)a に定める額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア)aに 定める額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア)bに 定める額 (a)に定める額と(b) に定める額との合計額 戸数(申請に係る住戸 の戸数に限る。)に 応じ、それぞれイ(ウ)a に定める額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア)aに 定める額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア)bに 定める額 (a)に定める額と(b) に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床 面積の合計に応じ、そ れぞれイ(ウ)bに定め	
(a) 住戸の部分に係るもの i 戸数が1のとき。 ii 戸数が2以上4以下のとき。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 (b) 共用部分に係るもの i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000	39,000円 71,000円 118,000円 201,000円 288,000円 112,000円 141,000円 184,000円				

(b) 非住宅部分に係るもの i 省令第10条第1号イ(2)及び びロ(2)に掲げる基準による 場合 ii 省令第10条第1号イ(2)及 びロ(2)に掲げる基準以外の 基準による場合	る額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア) a に定 める額 床面積の合計に応じ、 それぞれイ(ア) b に定 める額
---	--

第55条の7第1項の表5の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表6の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表7の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 ア 当該申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を確認することができる図書として知事が別に定めるもの(以下この表において「適合証等」という。)が添付されているもの (ア) 非住宅建築物に係るもの a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 f 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (イ) 一戸建ての住宅に係るもの	基準適合認定建築物認定申請手数料	1万円 17,000円 28,000円 83,000円 13万円 165,000円 206,000円 1戸につき5,000円
--	------------------	---

(ウ) 共同住宅等に係るもの a 住戸の部分に係るもの (a) 戸数が1のとき。 (b) 戸数が2以上4以下のとき。 (c) 戸数が5以上15以下のとき。 (d) 戸数が16以上45以下のとき。 (e) 戸数が46以上のとき。 b 共用部分に係るもの (a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 (c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 (d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 (e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 (f) 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 (g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (エ) 複合建築物に係るもの a 住宅部分に係るもの b 非住宅部分に係るもの	a に定める額と b に定める額との合計額(省令第5条第3項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、a に定める額) 5,000円 1万円 21,000円 46,000円 83,000円 1万円 17,000円 28,000円 83,000円 13万円 165,000円 206,000円 a に定める額と b に定める額との合計額 戸数及び共用部分の床面積の合計に応じ、それぞれア(ウ)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれア(ア)に定める額
---	---

<p>イ 適合証等が添付されていないもの</p> <p>(ア) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>b 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>89,000円</p> <p>114,000円</p> <p>15万円</p> <p>242,000円</p> <p>316,000円</p> <p>379,000円</p> <p>445,000円</p> <p>233,000円</p> <p>292,000円</p> <p>377,000円</p> <p>537,000円</p> <p>662,000円</p> <p>782,000円</p>	<p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>b 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>(a) 床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>(b) 床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 住戸の部分に係るもの</p> <p>(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のとき。</p> <p>iii 戸数が5以上15以下のとき。</p> <p>iv 戸数が16以上45以下のとき。</p> <p>v 戸数が46以上のとき。</p> <p>(b) 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合</p> <p>i 戸数が1のとき。</p> <p>ii 戸数が2以上4以下のと</p>	<p>892,000円</p> <p>1戸につき18,000円</p> <p>1戸につき2万円</p> <p>1戸につき35,000円</p> <p>1戸につき39,000円</p> <p>aに定める額とbに定める額との合計額（省令第5条第3項第2号に掲げる住宅である共同住宅等にあつては、aに定める額）</p> <p>2万円</p> <p>34,000円</p> <p>59,000円</p> <p>106,000円</p> <p>16万円</p> <p>39,000円</p> <p>71,000円</p>
---	--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> き。 iii 戸数が5以上15以下のとき。 iv 戸数が16以上45以下のとき。 v 戸数が46以上のとき。 	118,000円	<ul style="list-style-type: none"> v 平方メートル未満のとき。 v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 	368,000円
<ul style="list-style-type: none"> b 共用部分に係るもの (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のとき。 vi 共用部分の床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき。 (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000 	<ul style="list-style-type: none"> 49,000円 64,000円 85,000円 158,000円 218,000円 265,000円 318,000円 112,000円 141,000円 184,000円 287,000円 	<ul style="list-style-type: none"> (エ) 複合建築物に係るもの a 住宅部分に係るもの (a) 住戸の部分に係るもの i 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準による場合 ii 省令第1条第1項第2号イ(2)又はイ(3)に掲げる基準及び同号ロ(2)又はロ(3)に掲げる基準以外の基準による場合 (b) 共用部分に係るもの i 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による場合 ii 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準以外の基準による場合 b 非住宅部分に係るもの (a) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準による場合 (b) 省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準以外の基準による場合 	<ul style="list-style-type: none"> 44万円 513,000円 aに定める額とbに定める額の合計額 戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a(a)に定める額 戸数に応じ、それぞれイ(ウ) a(b)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ) b(a)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ウ) b(b)に定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) aに定める額 床面積の合計に応じ、それぞれイ(ア) bに定める額
<p>第55条の7第2項中「第30条第2項（法第31条第2項）」を「第35条第2項（法第36条第2項）」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第37条の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p>			

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県手数料徴収条例第55条の4又は第55条の7の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第15号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表24の項を次のように改める。

24 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	
ア 法第4条第1項の規定による農地の転用（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用及び2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の許可	佐川町、禰原町
イ 法第4条第3項の規定によるアの許可の申請に付された農業委員会の意見の受理	佐川町、禰原町
ウ 法第4条第7項の規定に基づくアの許可への条件の付加	佐川町、禰原町
エ 法第4条第8項の規定による農地の転用（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用及び2以上の市町村の区域にわたる農地の転用を除く。）の協議	佐川町、禰原町
オ 法第4条第9項の規定によるエの協議に係る農業委員会の意見の聴取	佐川町、禰原町
カ 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用のための権利移動及び当該農地と併せて採草放牧地について行う転用のための権利移動並びに2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地の転用のための権利移動を除く。）の許可	禰原町
キ 法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づくカの許可への条件の付加	禰原町
ク 法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定によるカの許可の申請に付された農業委員会の意見の受理	禰原町
ケ 法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動（同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用のための権利移動及び当該農地と併せて採草放牧地について行う転用のための権利移動並びに2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地の転用のための権利移動を除く。）の協議	禰原町
コ 法第5条第5項において準用する法第4条第9項の規定によるケの協議に係る農業委員会の意見の聴取	禰原町
サ 法第49条第1項の規定に基づくアの許可に係る立入調査等	佐川町、禰原町

シ 法第49条第1項の規定に基づくカの許可に係る立入調査等	禰原町
ス 法第49条第3項の規定に基づくサの立入調査等に係る通知等	佐川町、禰原町
セ 法第49条第3項の規定に基づくシの立入調査等に係る通知等	禰原町
ソ 法第49条第5項の規定によるサの立入調査等に係る損失の補償	佐川町、禰原町
タ 法第49条第5項の規定によるシの立入調査等に係る損失の補償	禰原町
チ 法第50条の規定に基づく報告の徴収（アからオまで、サ、ス、ソ、テ、ナ、ヌ及びノに掲げるそれぞれの事務を行うため必要がある場合に限る。）	佐川町、禰原町
ツ 法第50条の規定に基づく報告の徴収（カからコまで、シ、セ、タ、ト、ニ、ネ及びハに掲げるそれぞれの事務を行うため必要がある場合に限る。）	禰原町
テ 法第51条第1項の規定に基づくアの許可に係る違反転用に対する処分	佐川町、禰原町
ト 法第51条第1項の規定に基づくカの許可に係る違反転用に対する処分	禰原町
ナ 法第51条第2項の規定によるテの違反転用に対する処分に係る命令書の交付	佐川町、禰原町
ニ 法第51条第2項の規定によるトの違反転用に対する処分に係る命令書の交付	禰原町
ヌ 法第51条第3項の規定に基づくアの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告	佐川町、禰原町
ネ 法第51条第3項の規定に基づくカの許可に係る原状回復等の措置及び当該原状回復等の措置に伴う公告	禰原町
ノ 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくヌの原状回復等の措置に要した費用の徴収	佐川町、禰原町
ハ 法第51条第4項及び第5項の規定に基づくネの原状回復等の措置に要した費用の徴収	禰原町

附 則
（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表24の項の左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては禰原町長が管理し、及び執行することとなる事務（同表24の項カからコまで、シ、セ、タ、ツ、ト、ニ、ネ及びハに掲げる事務に限る。）に係るものは、同日以後における同法の規定の適用については、禰原町長がした処分その他の行為又は禰原町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第16号

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第45条」を「一第45条の2」に改める。

第36条中「横断歩道橋等」を「横断歩道橋等、自動運行補助施設」に、「駒止」を「駒止め」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第17号

高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「省令」を「同条において「省令」に改める。

第8条第1項第1号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号中「1万円」を「12,000円」に改める。

第8条の2第1項中「省令」を「法第26条の3第1項に規定する国土交通省令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築士法施行条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第18号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第29条の表21の項及び22の項中「高度利用地区」を「高度利用地区内」に改め、同表24の項中「第60条の2第1項第3号」を「第60条の2第1項第3号又は第2項ただし書」に、「都市再生特別地区」を「都市再生特別地区内」に改め、同表中59の項を63の項とし、58の項を62の項とし、57の項を61の項とし、56の項を60の項とし、55の項を59の項とし、54の項を58の項とし、53の項を57の項とし、52の項を56の項とし、51の項を55の項とし、50の項を54の項とし、49の項を53の項とし、48の項を52の項とし、47の項を51の項とし、46の項を50の項とし、45の項を49の項とし、44の項を48の項とし、43の項を47の項とし、42の項を46の項とし、41の項を45の項とし、40の項を44の項とし、39の項を43の項とし、38の項を42の項とし、37の項を41の項とし、36の項を40の項とし、35の項を39の項とし、同表34の項中「再開発等促進区等」を「再開発等促進区等内」に改め、同項を同表38の項とし、同表33の項中「再開発等促進区等」を「再開発等促進区等内」に改め、同項を同表37の項とし、同表32の項中「再開発等促進区等」を「再開発等促進区等内」に改め、同項を同表36の項とし、同表中31の項を35の項とし、30の項を34の項とし、29の項を33の項とし、28の項を32の項とし、27の項を31の項とし、26の項を30の項とし、25の項を29の項とし、24の項の次に次のように加える。

25 法第60条の2の2第1項第2号又は第2項ただし書の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円
26 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
27 法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	16万円
28 法第60条の3第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申	特定用途誘導地区内における建築物の高さの	16万円

請に対する審査	特例許可申請手数料
---------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第19号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
--	--------------------------------

を

5 主任等の職務を行う職員で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導・助言に当たるものの特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当）並びに特別支援学校の各部の主事の職務を行う職員の特殊勤務手当（特別支援学校部主事手当）	1日当たり270円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
6 県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第20号

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例（昭和32年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県立安芸高等学校	安芸市
高知県立安芸桜ヶ丘高等学校	安芸市

を

高知県立安芸高等学校	安芸市
------------	-----

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第21号

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により」を「にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、みだりに」に改め、同項第1号中「衣服その他の」を「人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により、衣服その他の」に、「以下この条において」を「以下この項において」に改め、同項第2号中「衣服等」を「人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法により、衣服等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている人の下着等の映像を見、又は撮影すること。
 - (4) 前2号の行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。
- 第4条第2項を次のように改める。
- 2 何人も、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる人又はタクシー、貸切バスその他の特定かつ多数の者が利用するような乗物に乗っている人に対し、みだりに、前項第2号から第4号までに掲げる行為をしてはならない。
- 第4条第3項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 前号の行為をする目的で、写真機等を向け、又は設置すること。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 何人も、住居、浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態であるような場所（次項に規定する場所を除く。）にいる人に対し、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服の全部又は一部を着けない状態にある人の姿態をのぞき見し、又は撮影すること。
- (2) 前号の行為をする目的で、写真機等に向け、又は設置すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。